

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	<p>農林水産部 農林事務所農地林務課 割山森林公園天湖森整備（その3）工事</p>
意 見	<p>割山森林公園天湖森整備（その3）工事では、設計内容の変更指示が多く行われている。工事検査課の定める設計変更事務取扱要領において、一定の金額を下回る軽微な変更については指示によることもできるとされているが、これら多数の変更指示は軽微な変更には該当しない恐れがあるので、変更金額を把握するなどして、必要な場合は適切に契約変更されたい。 また、設計内容を大きく変更する場合は、本来事前に契約変更を行うべきであり、受注者とのトラブルや第三者の誤解を避けるためにも、より慎重な対応に努められたい。</p>
回 答	<p>本工事においては、令和5年12月4日に契約変更を行っているところではあるが、今後はより適切な事務執行に努めてまいりたい。</p>